



2025年12月21日（日）  
福知山市2040年市民会議

---

# 公共施設マネジメントのすゝめ

貝塚市総合政策部行財政管理課参事  
兼公共施設マネジメント室長

七野 司

# 経歴

職歴 平成12年4月 民間建築設計事務所入所

平成13年4月 貝塚市役所入庁 建築技術職員として公共施設の営繕業務に従事

平成22年2月 公共施設マネジメントに出合う

平成24年4月 庶務課ファシリティマネジメント担当

平成26年4月 住宅・公園政策課副主査

平成27年4月 住宅・公園政策課主査

平成28年4月 建築住宅課主査

令和2年4月 建築住宅課課長補佐

令和4年4月 建築住宅課参事

令和5年4月 公共施設マネジメント室長

学歴 平成12年3月 大阪市立大学工学部建築学科卒業

平成26年4月 和歌山大学大学院科目履修生

平成27年4月 大阪市立大学大学院創造都市研究科都市公共政策専攻分野入学

平成29年3月 大阪市立大学大学院創造都市研究科都市公共政策専攻分野修了

平成30年4月 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻博士後期課程入学

令和6年3月 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻博士後期課程修了

その他 平成26年6月～平成30年11月 岸和田市公共施設マネジメント検討委員会市民委員

令和元年7月 まちライブラリー@岸和田としょかん 初代日替わり館長

令和6年8月 大阪公立大学客員研究員

令和6年10月 大阪大学招へい教員

令和7年3月 総務省経営・財務マネジメントアドバイザー(地方公共団体間の広域連携関係)

令和7年9月 国土交通省PPPサポーター



# 貝塚市における公共施設マネジメント

---

# 貝塚市の概要



大阪府



## 大阪府 貝塚市 KAIZUKA CITY

人口： 82,146人 (R6.4.1現在)

世帯数： 38,470世帯 (R6.4.1現在)

面 積： 43.93km<sup>2</sup>

職員数： 991人 (R4.4.1現在)

決算状況 (令和4年度)

歳出決算額： 約377億円

### つけんのプロフィール

貝塚市特産品「つけ麺」を  
モチーフとしたデザイン。  
イベントごとが大好き。

普段はのんびり、  
でも祭りには萌えます。



# 貝塚市の概要

人口の推移

(人)

	貝塚市	岸和田市	泉佐野市	熊取町
令和6年6月末	81,977	187,139	99,181	42,709
令和5年6月末	82,737	188,619	98,870	42,896
令和4年6月末	83,571	189,878	98,624	43,016
令和3年6月末	84,407	191,549	99,105	43,168
令和2年6月末	85,701	193,371	100,090	43,487
令和元年6月末	86,461	194,654	100,630	43,632

5年間の減少数 (人)	▲ 4,484	▲ 7,515	▲ 1,449	▲ 923
5年間の減少率 (%)	▲ 5.2	▲ 3.9	▲ 1.4	▲ 2.1

# 貝塚市の概要

貝塚市は、大阪市の中心部から南に約30km、鉄道で約30分の距離にあり、白砂青松がまぶしい「二色の浜」や本州南限圏の天然記念物ブナ林を育む「和泉葛城山」など、豊かな自然に囲まれたまちである。

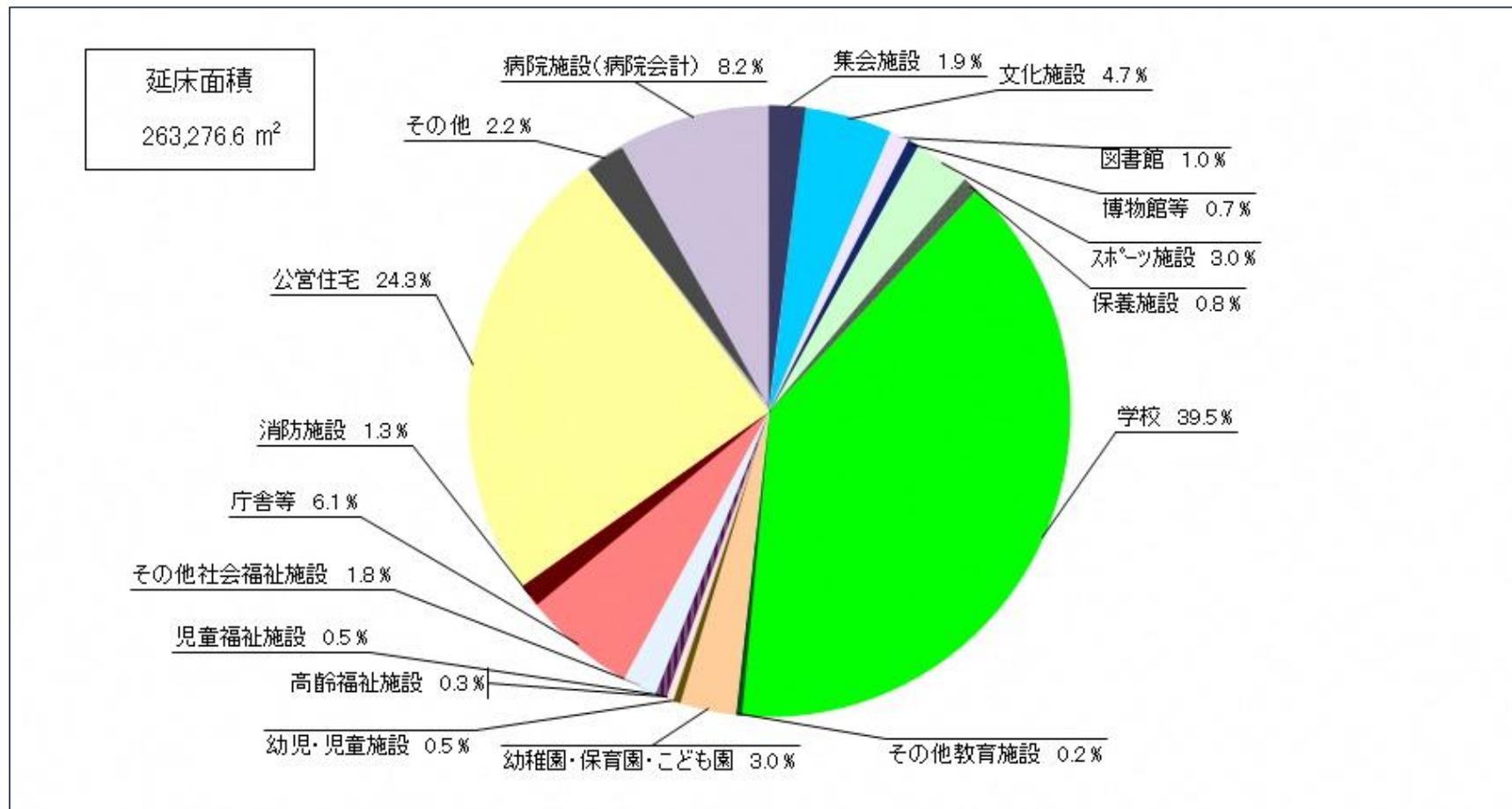
本市の人口は、平成21年の90,629人をピークに、以降、緩やかな減少傾向にある。

市政の方向性として、人口減少・少子高齢化が進む中において、「いかに持続可能なまちづくりを行うか」が重要であり、

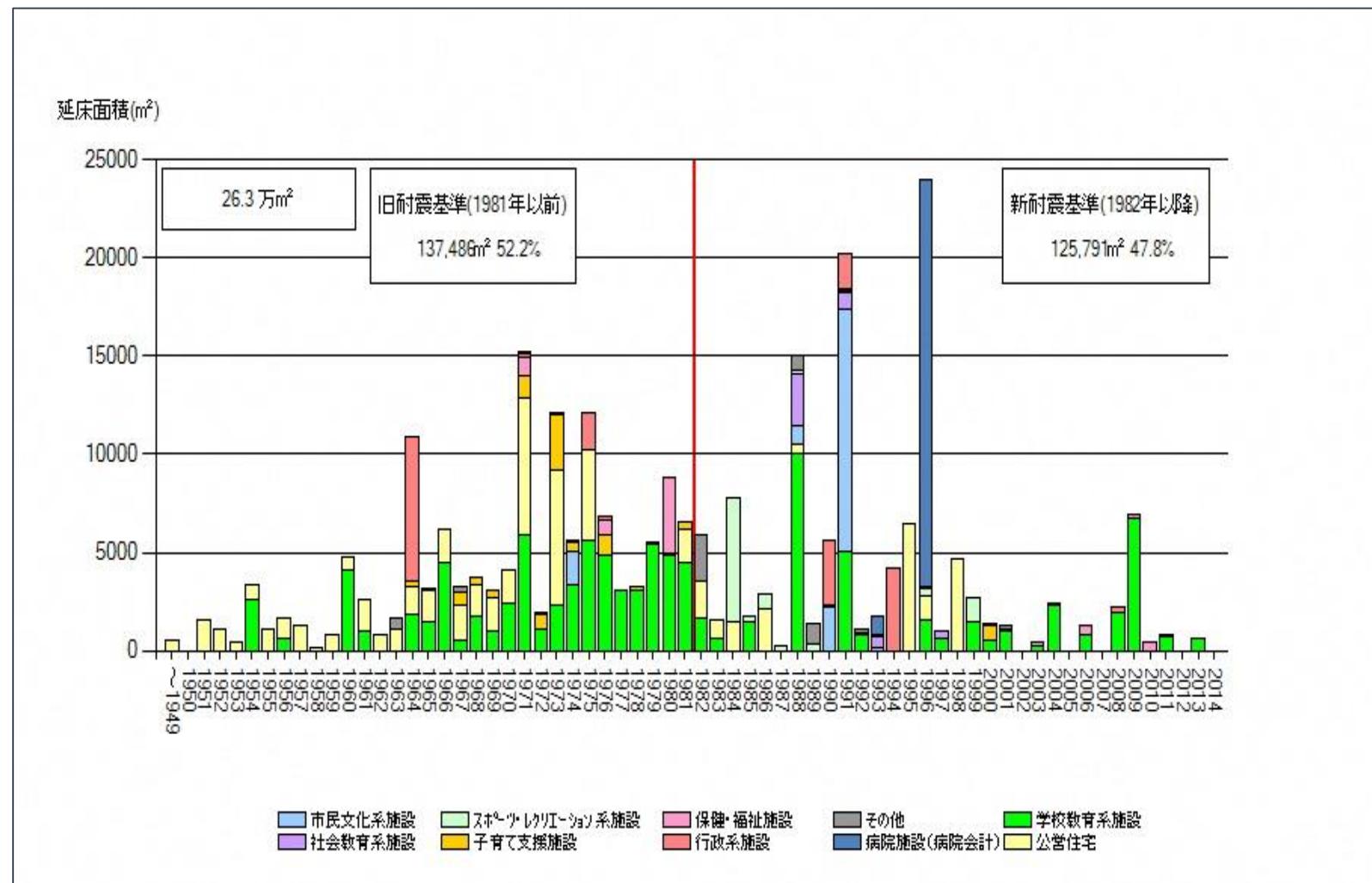
- 子育てしやすいまちづくり
  - 貝塚ならではのまちづくり
  - にぎわいのあるまちづくり
  - いつまでも元気で、安全安心に暮らせるまちづくり
- の4つのまちづくりを掲げ、計画的に市政を推進していくこととしている。



# 貝塚市所有公共建築物の延べ床面積内訳



# 貝塚市所有公共建築物の年度別整備延べ床面積



公共施設の老朽化は貝塚市だけの課題ではない

# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

## < 市営住宅における現状 >

- 市が保有する市営住宅の供給戸数が増大
- 老朽化の著しい木造市営住宅が約500戸現存している



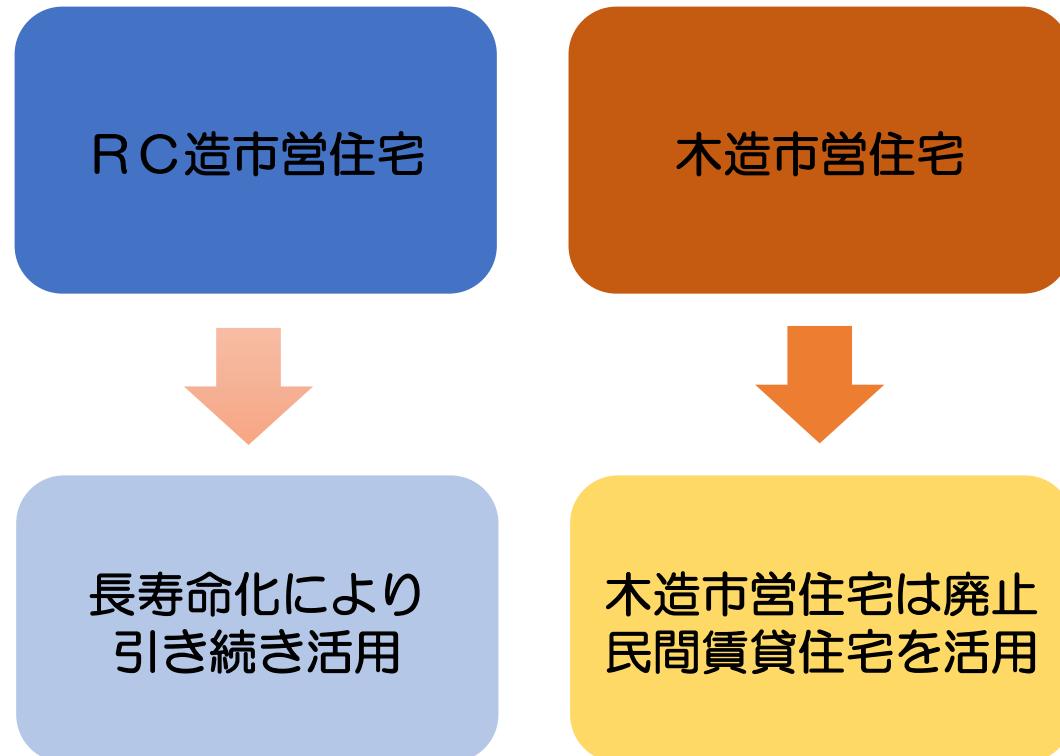
## < 市営住宅における課題 >

- 市営住宅の総量をどのように適正に維持していくか
- 市営住宅サービスをどのように維持していくか
- 今後の社会動向に沿ったまちづくりをどう進めていくか

これらの課題を解決する公共事業の検討と実施が急務

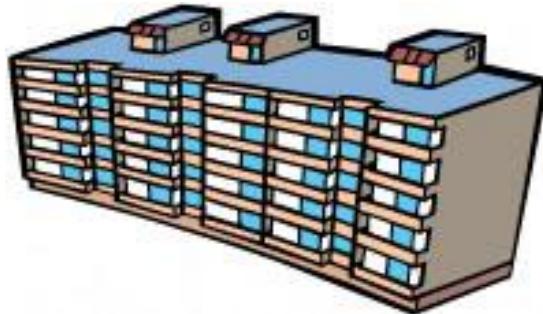
# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

RC構造の住宅は更新/修繕等で長寿命化を施し活用  
木造住宅については廃止し入居者は近隣の民間賃貸住宅へ転居



木造住宅を廃止することによる市営住宅の総量削減を実現  
民間賃貸住宅を活用することによる維持管理コストの削減を実現

# 民間賃貸住宅を有効活用した官民連携事業



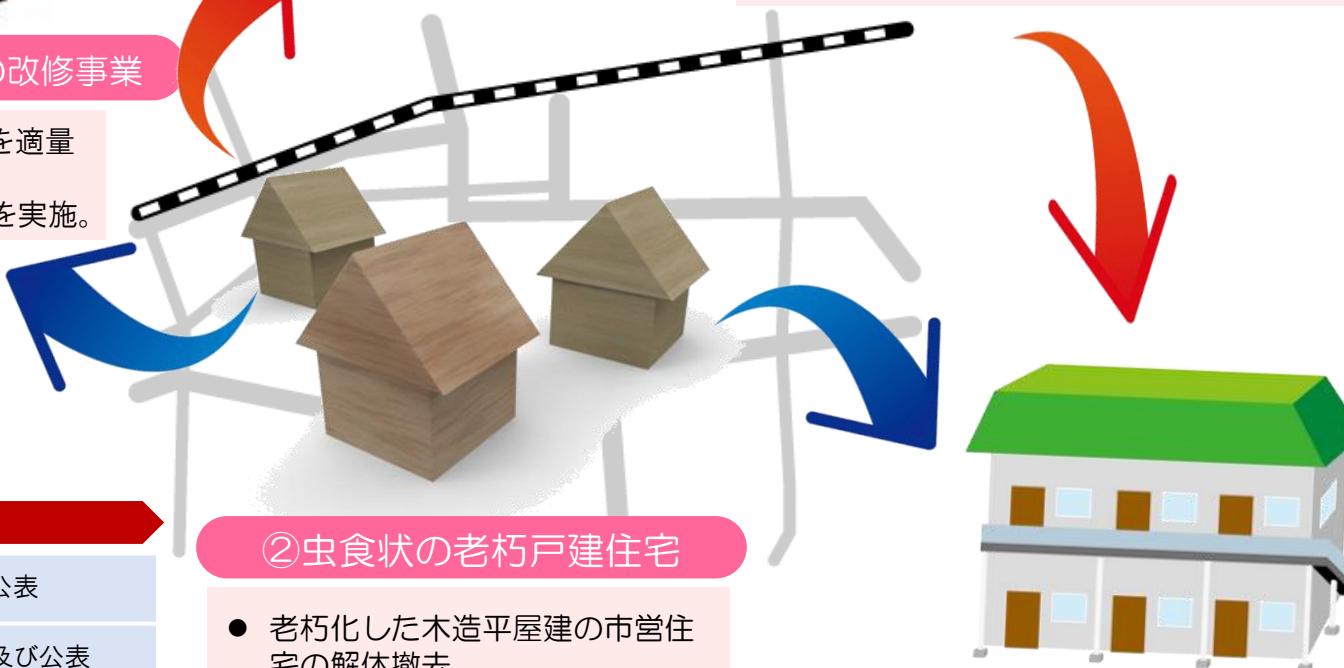
## ①市営脇浜住宅団地（RC造）の改修事業

- 入居者の利用ニーズに合ったタイプを適量改修。
- 10年の事業期間で改修と維持管理を実施。



## ③解体撤去した木造市営住宅跡地の活用

- 民間事業者による余剰地の有効活用。
- 余剰地活用により生まれる収益は借上市営住宅の家賃補助に充当。



### 事業スケジュール

H28年11月	実施方針の公表
H29年7月末ごろ	特定事業の選定及び公表
H29年7月末ごろ	募集要項等の公表
H29年12月議会	債務負担行為の議決
H30年3月末	事業契約の締結

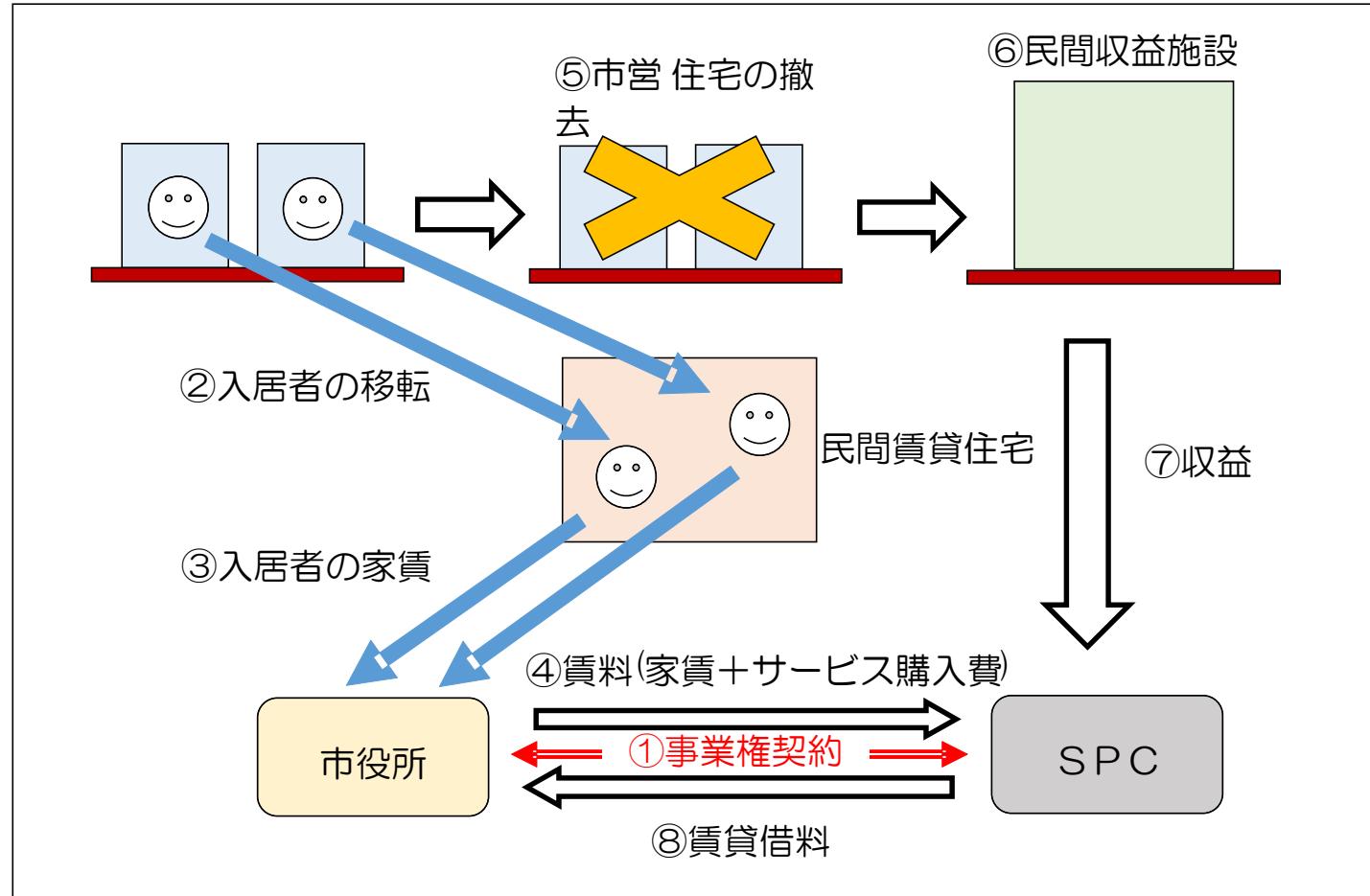
## ②虫食状の老朽戸建住宅

- 老朽化した木造平屋建の市営住宅の解体撤去。

## ①入居者の移転交渉支援業務

- 市内の民間賃貸住宅を借上市営住宅として活用。
- 入居者の転居先は脇浜市営住宅（RC造）も活用。

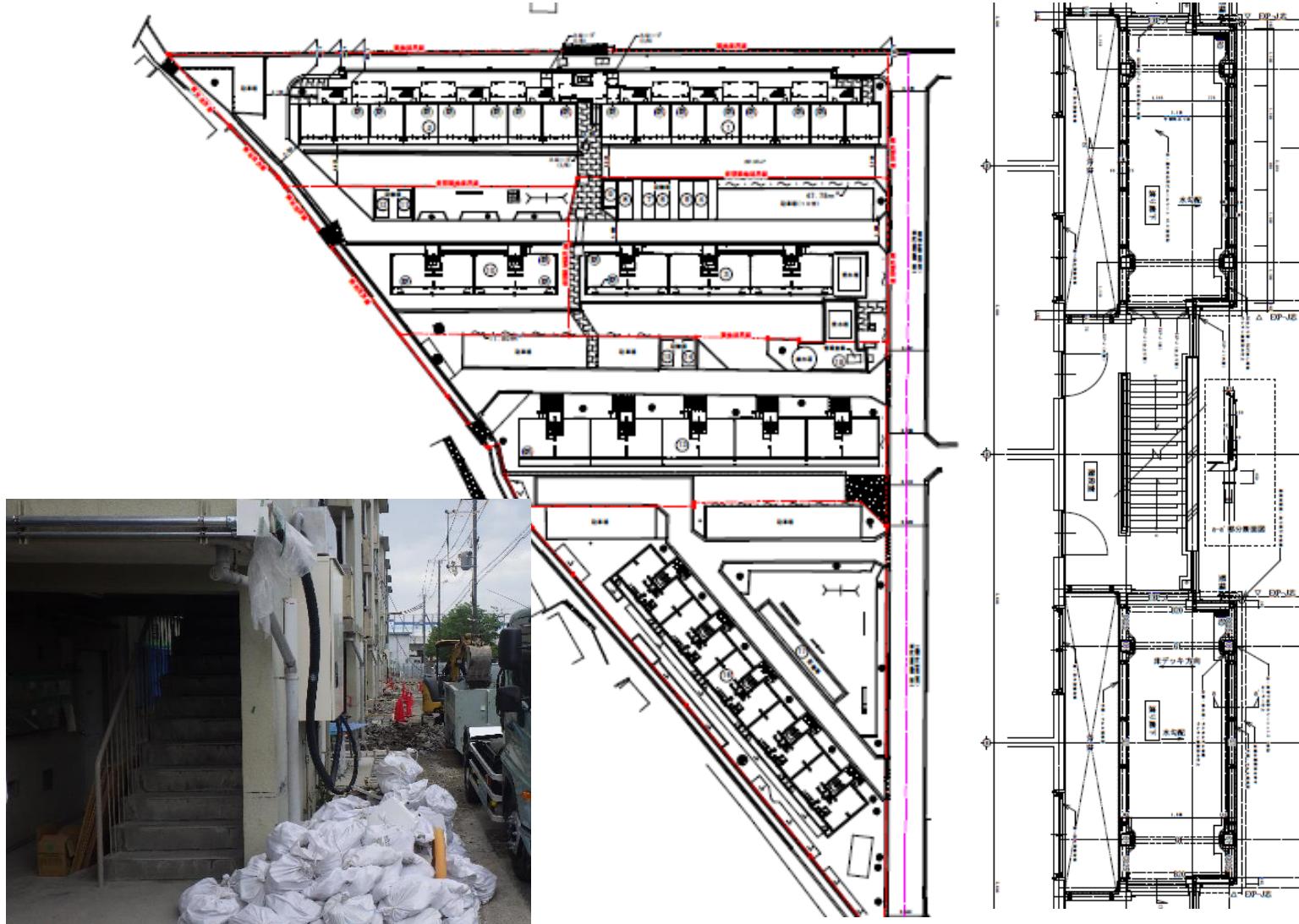
# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

脇浜団地住宅

# 大規模改修工事とEV棟の増築



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

## 脇浜団地住宅

大規模改修工事とEV棟の増築



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業



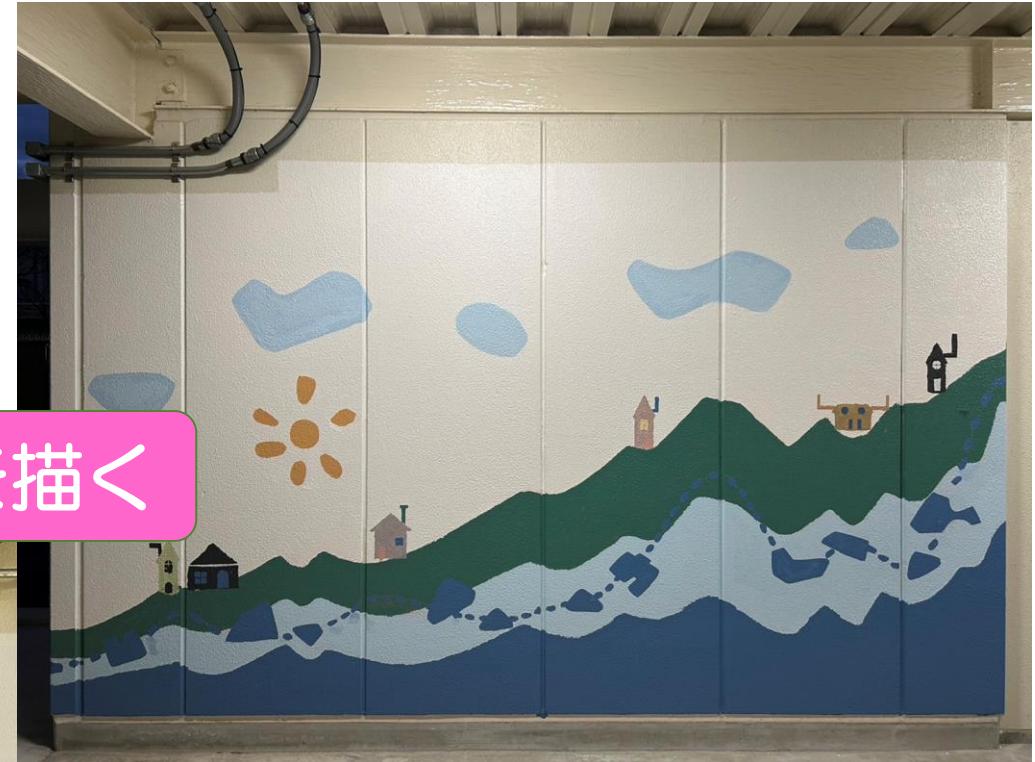
貝塚市の未来を描く



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業



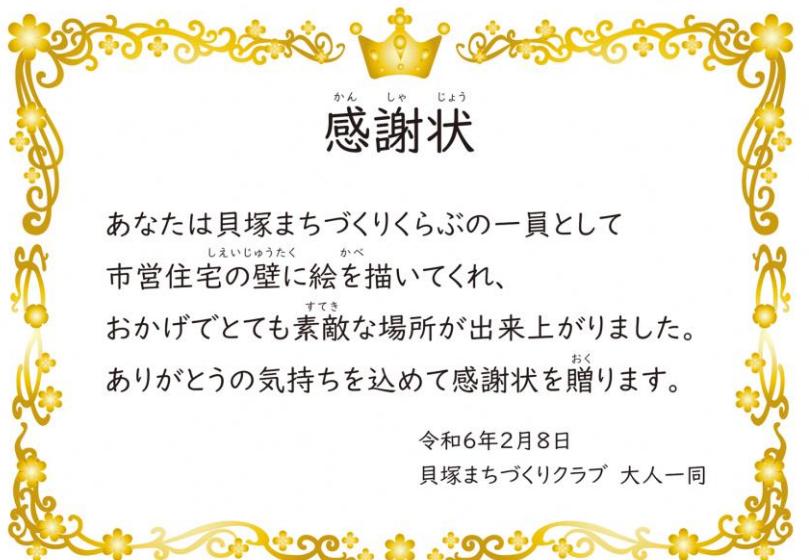
貝塚市の未来を描く



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業



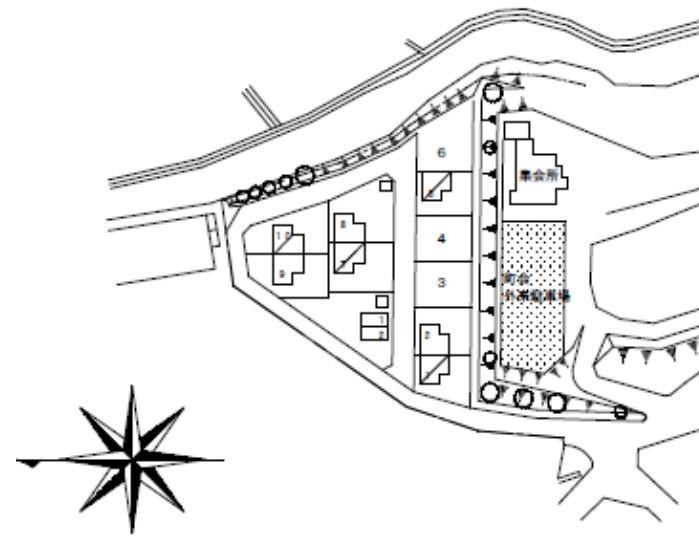
貝塚市の未来を描く



# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

## 半田団地住宅

2018年9月台風21号による市営木造住宅の被害

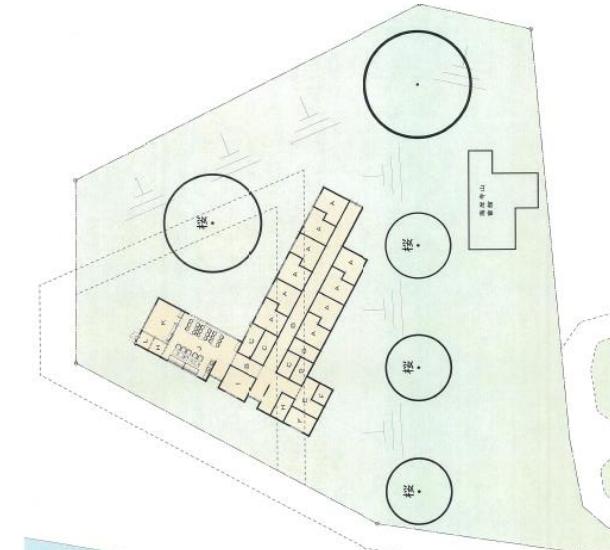


# 貝塚市営住宅の有効活用による官民連携事業

## 半田団地住宅

### 福祉事業者による跡地活用

■市街化調整区域での開発行為  
→社会福祉施設の建設



# できることから始める 公共施設マネジメント

---

財務、品質、供給の視点を持って、目の前に  
あるFMから始める

公用車が走る広告塔に！*F1*? いえいえ、*FM*です！

- 大阪府内の事業者を対象に募集
- 広告掲載期間 許可日から1年間(最長)
- 広告料1台3,000円(月額)



# 施設に愛着を ミクロレベルの官民連携！

～木島認定こども園編～

## ■保育士さんのペンキ屋さんによる子どものための塗装講習



- 保育所屋根塗替え工事の職人さんが講師となって、お昼寝タイムに塗装講習
- 夢から覚めれば、きれいな保育所に大変身
- 第2弾は外壁ひび割れのコーティング研修を実施



施設に愛着を



消防突入訓練



看取る愛

次世代とのつながり



民間病院で実施、官民連携に発展

# 廃校活用による公共施設マネジメント

---

# 旧第五中学校の概況

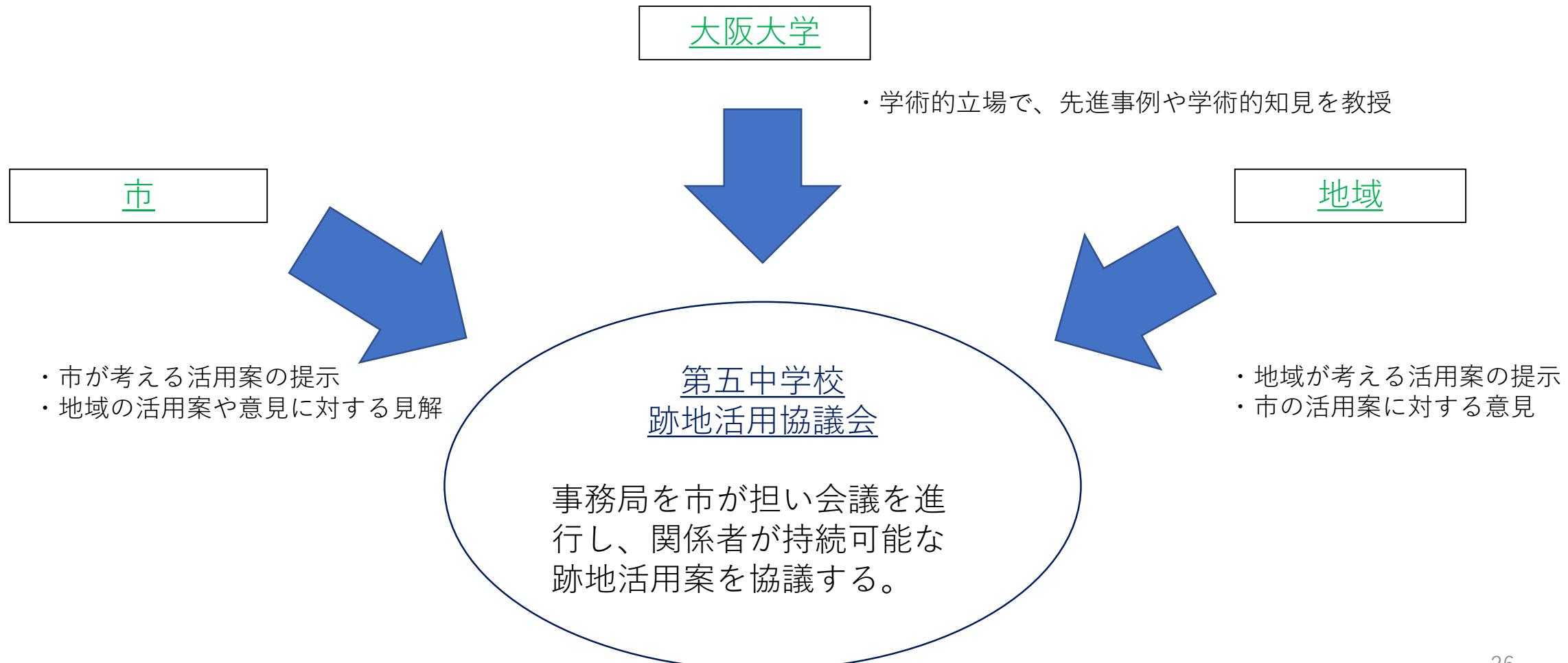
## 施設の紹介



- 平成元年に二色の浜パークタウンの造成に伴って創立。令和6年度から義務教育学校「貝塚市立二色学園」が開校することに伴い、令和5年度末をもって、第五中学校は閉校した。
- 平日は毎日管理人が常駐し、水道や電気を使用している。また、配管の劣化調査もし、閉校後も施設の状態を保っている。
- 普通・特別教室棟、特別教室棟、体育館、武道棟、クラブ室等がある。
- すべての施設が新耐震基準を満たしている。

# 旧第五中学校の概況

第五中学校跡地活用協議会イメージ図



# 旧第五中学校の概況

## 前提条件（地域の意見集約）

### ●最低限残してほしい機能

- ・防災拠点機能（有事の際の避難場所、避難訓練開場）
- ・運動場、体育館をスポーツ施設として開放
- ・盆踊り開場とその備品保管場所

### ●やりたいこと

#### ★コミュニティースペース（住民がいつでも集えて交流し合える場）

- ・子どもの遊び教室
- ・多世代交流施設
- ・地域福祉などの拠点

### ●こんなのは嫌だ

#### ★にぎやかになりすぎることは嫌だ

- ・交通渋滞や騒音
- ・今ある病院やお店が潰れるようなこと
- ・中学校の形態が変わること（中学校の建物はそのままにしておいてほしい）

#### ★こんな施設は嫌だ

- ・一括売却

# 旧第五中学校の概況

旧市立第五中学校利活用事業  
に関する意見募集について

市民の皆様、民間事業者等の皆様から  
幅広くご意見を集めたい



(引用)「貝塚市」  
<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/shisetsu/topics/matchingshien.html/>



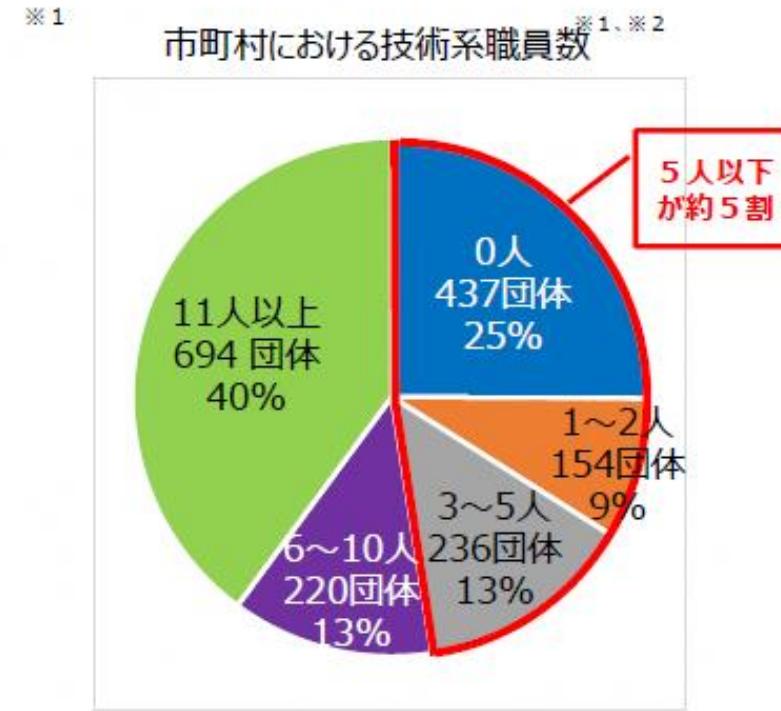
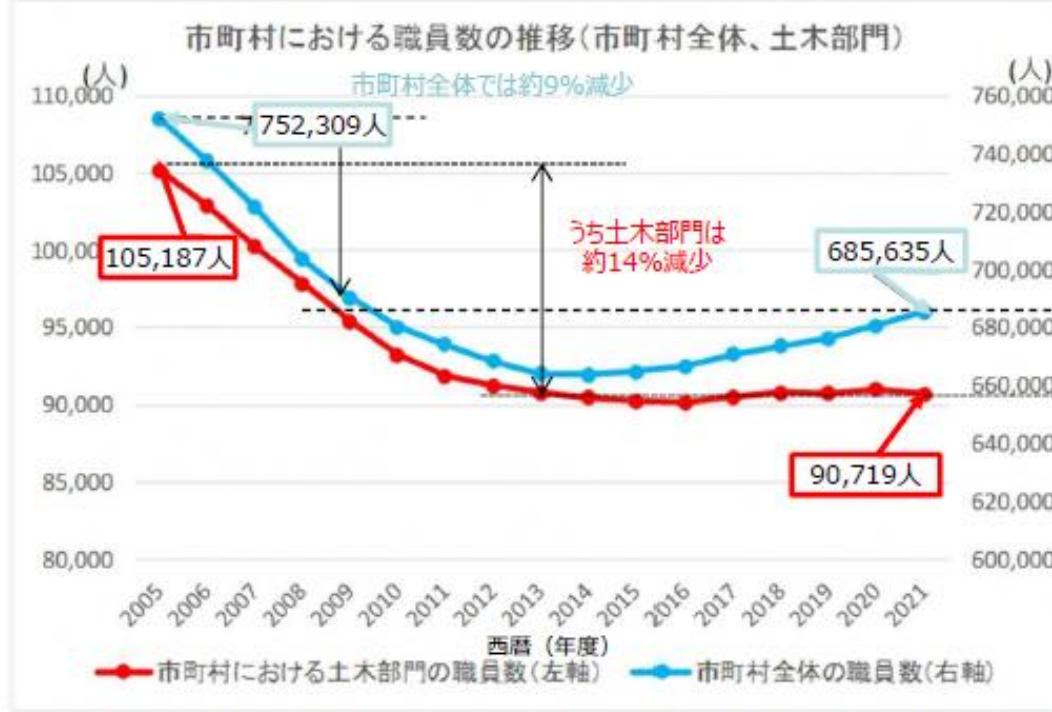
令和6年度に義務教育学校「貝塚市立二色学園」が開校することに伴い、  
令和5年度末をもって、市立第五中学校は閉校しました。  
民間事業者の皆さんに旧市立第五中学校の敷地及び建物を、有効に活用いただきたいと考えています。

(引用)「「旧市立第五中学校」跡地利活用 特設サイト」  
<https://kaizuka-city.liqlid.jp/>

# 広域連携による公共施設マネジメント

---

- 市町村全体の職員数は、2005年度から2021年度の間で約9%減少している。
- 市町村における土木部門の職員数の減少割合は約14%であり、市町村全体の職員数の減少割合よりも大きい。
- 市町村全体の職員数は、近年増加傾向であるが、土木職員数は依然横ばいとなっている。
- 技術系職員が5人以下の市町村は全体の約5割である。



※1：地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。

※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

# 泉州地域における課題

## 現下の課題

- ・大阪府下では合併が進まず、小規模な市町村が多い
- ・住民の生活圏は自治体境を越えて広がっているが、自治体間の連携は限定的
- ・衛星都市のみで構成される泉州地域においては、核となる中心都市が存在しない
- ・生産年齢人口の縮小による税収の伸び悩み、土木・建築職などの専門職不足
- ・小規模な自治体では、特に技術職員の技能継承が困難
- ・高齢化の進展による扶助費の増加、施設の老朽化による維持管理・更新費の増加



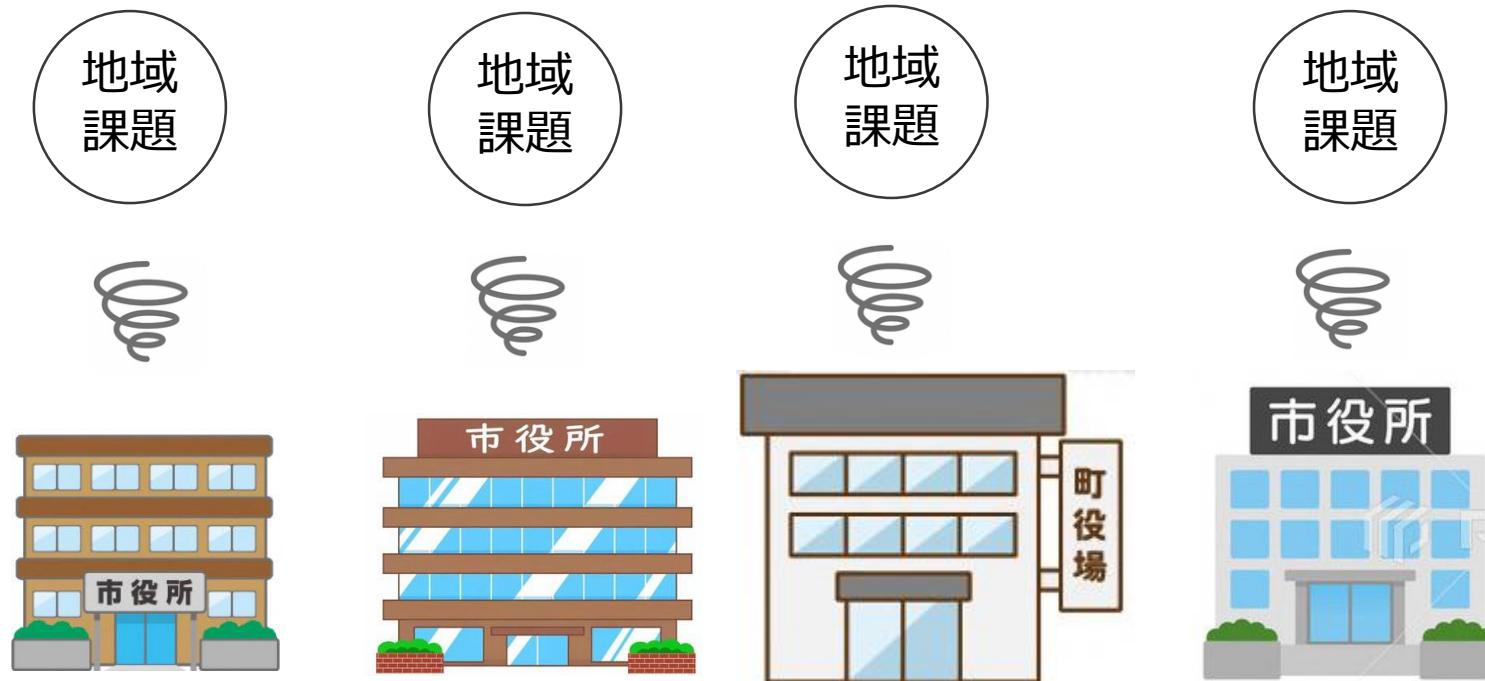
	鳳土木管内				岸和田土木管内							
	泉大津市	高石市	忠岡町	和泉市	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉南市	阪南市	熊取町	田尻町	岬町
人口	73,282	56,992	16,675	183,761	189,396	83,156	98,545	59,635	51,579	43,013	8,498	14,793
面積(km2)	14.33	11.3	3.97	84.98	72.72	43.93	56.51	48.98	36.17	17.24	5.62	49.18
土木・建築 技術職員数	34	23	7	86	130	71	45	29	32	29	10	14

※総務省HP令和6年4月1日の技術職員数データより  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/teiin/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin/index.html))

行政サービスの維持・向上を図りつつ業務合理化を進めるため、  
広域連携や官民連携にて課題解決を図る

# 広域連携とは

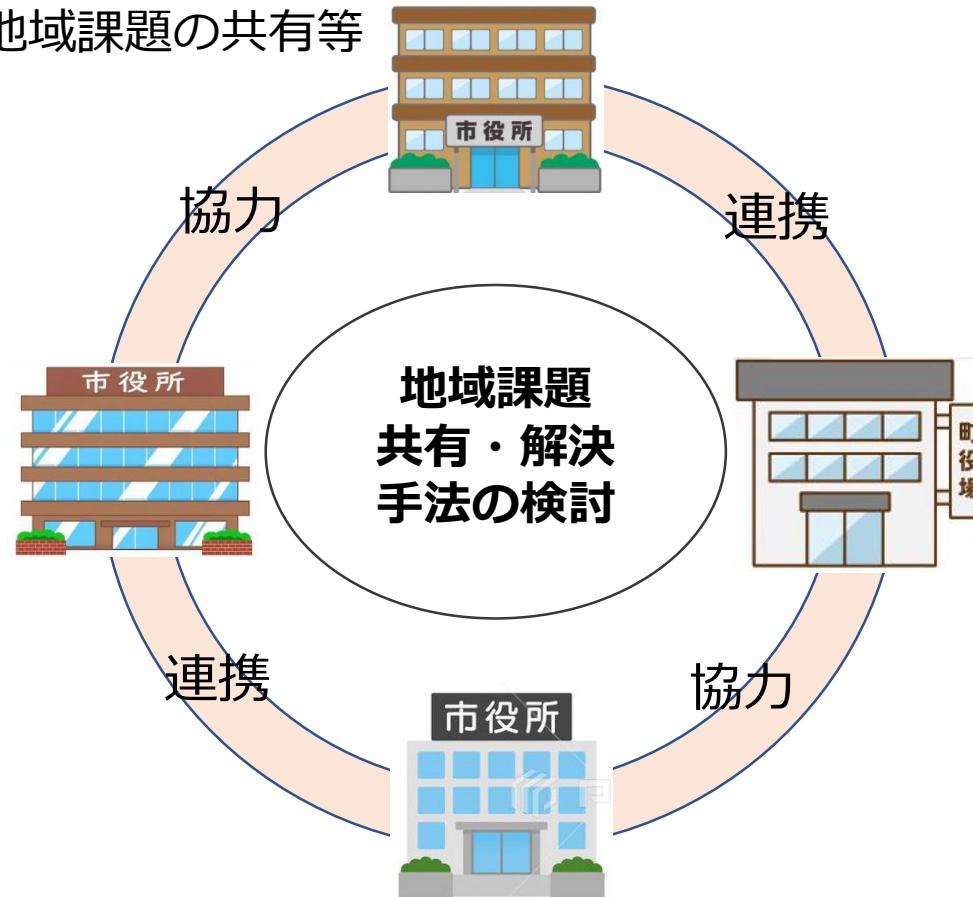
従来 個別の地域課題の解決



それぞれの自治体が各々の課題に取り組む

# 広域連携とは

自治体間の地域課題の共有等



今後、様々な分野で行政課題が発生し、それらの課題に対応していくには、市町村単独での行財政改革等の取組みに加え、地域全体で連携・協力して行政課題に対応する「**広域連携**」を進めていくことが重要となります。

# 【群マネ】 群マネについて

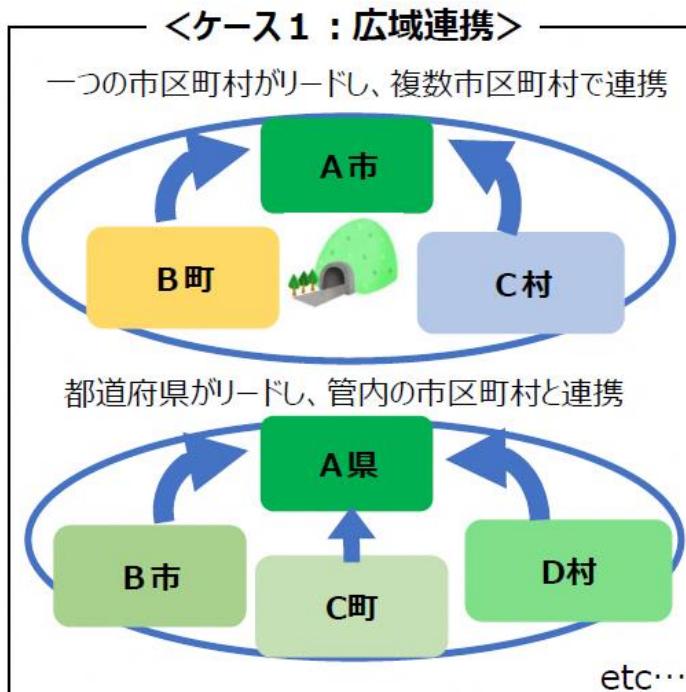
## 地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ） (R4.12.2社整審・交政審技術分科会技術部会より提言)

資料 2-1

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「**地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）**」の考え方方が重要。
- 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった**複数・多分野のインフラ**を「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

### 群マネのイメージ

提言：[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03\\_sg\\_000214.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000214.html)



(引用)「内閣官房」  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/k\\_dai13/siryou2-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/k_dai13/siryou2-1.pdf)

## ●連携先を選定した理由・背景等

少子高齢化や人口減少、公共施設・インフラの老朽化が進む中、将来にわたり住民に必要な行政サービスを提供していく必要がある。また、大阪・泉州地域において技術職員不足が共通の課題となっており、今後は自治体の枠を越えて技術や知見の共有を図る必要がある。そのような理由から、泉州地域における岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町が地域インフラ群再生戦略マネジメント計画を策定する必要があり、令和5年10月に国土交通省へ申請し12月にモデル地域として選定された。

現在、申請自治体と会議を行い各分野ごと課題を整理・共有し、国土交通省からの支援のもと計画を策定する。

## ●本モデル事業に期待すること

既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路・公園・下水道といった複数・多分野のインフラを[群]として捉え、施設の点検調査等から更新に至るまでを広域的に対応を図ることでスケールメリットを活かし、技術職員不足を補いながら低成本で、かつ質の高い行政サービスが提供できるスキームの構築をめざす。

# 【群マネ】 公表について

「群マネ」のモデル地域を11件（40地方公共団体）を選定しました！  
～ 広域・複数・多分野のインフラマネジメントの先進事例を構築し、全国展開に繋げます～

令和5年12月1日

この度、国土交通省では、「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の取組を全国的に展開していくため、地方公共団体を対象に、「群マネ」の検討を行うモデル地域の公募を行いました。選考の結果、11件（40地方公共団体）のモデル地域を選定することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

- 国土交通省は、昨年12月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より公表された提言において示された「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」（別紙参考）の取組を全国的に展開していくため、本年8月に新たに設置した検討会の議論等も踏まえつつ、「群マネ」の計画策定や業務の実施に関して、具体的に検討を進めていくこととしております。
- この度、国土交通省では、「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の取組を全国的に展開していくため、地方公共団体を対象に、「群マネ」の検討を行うモデル地域の公募を行い、選考の結果、11件（40地方公共団体）のモデル地域を選定することを決定いたしました。
- モデル地域に選定された地方公共団体については、本年8月に設置した「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会（群マネ計画検討会）」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会（群マネ実施検討会）」の有識者から助言を頂きつつ、検討の状況に応じて、支援を行って参ります。

【選定したモデル地域（11件／40地方公共団体）】（詳細は別紙）

[1]	北海道中川郡幕別町、音更町
[2]	秋田県大館市
[3]	滋賀県草津市
[4]	大阪府岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、大阪府
[5]	兵庫県養父市、豊岡市、朝来市、香美町、新温泉町
[6]	奈良県宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村、奈良県
[7]	和歌山県、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
[8]	島根県益田市、津和野町、吉賀町
[9]	広島県、安芸太田町、北広島町
[10]	広島県三原市
[11]	山口県下関市

（引用）「国土交通省」  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000320.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000320.html)

# 群マネにおけるスマールスタート

群マネ参画の市町に対し、貝塚市から下記のモデル事業について提案し、令和7年度からの実装。公園・下水道分野においては、すでに予算化されている業務、道路分野においては、官民学の連携による路面性状調査及び研究を広域連携による事業ターゲットに設定

道路分野	公園分野	下水道分野
<p>業務名：<b>ドライブレコーダーを活用したAI道路点検業務</b></p> <p>業務概要：ドライブレコーダーによる道路損傷データ取得及びAI分析による路面性状調査</p> <p>参画市町：12市町</p> <p>▼検出した損傷のうち、30cm以上と判定されたポットホール画像例</p>  <p>①AIで損傷の大きさを推定(30cm~)</p> <p>②画像で道路上の損傷位置を確認</p>	<p>業務名：<b>遊具点検業務</b></p> <p>業務概要：都市公園等の遊具に関する安全項目に関する点検</p> <p>参画市町：2市町</p> <p>取組状況：令和7年10月3日に入札及び契約</p> 	<p>業務名：<b>事業場排水規制業務</b></p> <p>業務概要：特定事業場等から排出される汚水の水質検査及び指導。</p> <p>参画市町：9市町</p> <p>取組状況：令和7年4月1日に一般財団法人都市技術センターと契約を締結</p> 

泉州地域における群マネの特徴：各自治体が参画したい分野・事業を選択し、実装

# ドライブレコーダーを活用したAI道路点検業務

## ○民間保険会社・大学院等との協力によるドラレコデータ・AI技術の活用

埼玉県八潮市で1月に発生した道路陥没事故は、インフラ老朽化に対する対策が待ったなしであることを我々に突きつけた。インフラの点検・補修について、限られた維持管理予算や少ない技術職員でこなしていくためには、ビッグデータや新技術の活用により業務を効率化していく必要があり、企業・大学などとの連携が不可欠である

そこで、本年3月31日、泉州地域8市4町では、三井住友海上火災保険株式会社、大阪大学大学院工学研究科及びパシフィックコンサルタンツ株式会社と「ドライブレコーダーを活用した維持管理の研究に関する協定」を締結した

ドライブレコーダーで撮影した路面の映像を収集し、AIによる画像分析により道路損傷データを抽出、そのデータを大阪大学大学院でさらに分析し、「路面状態の劣化予測」、「管理基準の設定」につなげることを目的とするものである

**12市町及び関係者との協定内容の調整等に苦慮したが、無償による研究の実施ということもあり、比較的容易に合意形成を得ることができた**



NHKニュース

道路の点検で自治体の枠超え連携  
大阪12自治体が協定

### 本協定による取組み

(事業化する上での課題の一部への解決策)

三井住友海上火災保険：AI分析・データ提供

ドレコAIにより路面状態のデータを取得

どんな状態になつたら  
対策すべきか？

大阪大学：損傷進行・事業規模の予測分析

路面データを使って  
泉州地域の  
判断基準を定量化

群マネ事業への実装

PCKK：水準設定等の制度設計活用

# 公共施設マネジメントに関する博士論文

---

# 公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究

## 研究の背景と目的

人口減少



持続可能な自治体経営



### 計画行政

- ・構想、方針及び計画を策定しその計画等に基づいて行う行政
- ・計画等の策定に関する計画作成手法の適用性
- ・計画策定プロセスにおいて様々なステークホルダーと合意形成を図り施策の実践に至った経緯を検討

### 公共施設マネジメント

- ・老朽化した公共施設の課題解決のためのマネジメント
- ・官民連携の手法を導入するプロセスにおける合意形成に必要な条件の明示
- ・既存の合意形成手法に基づく新たな合意形成手法の提案とその妥当性の確認

### ステークホルダーとの合意形成



計画行政及び公共施設マネジメントにおける合意形成に関する提言

# 公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究

第1章では、持続可能な自治体経営を行っていくため、立地適正化計画(以下「立適」という)の現状と課題、公共施設マネジメントの現状と課題、合意形成の必要性を説き、本研究の目的について述べた。また、官民連携手法の類型の整理を行い、その類型イメージを示し、本研究において指定管理者制度とPFIの事例を分析する必要性について述べた。(図1-4)

第2章では、基本構想策定過程における「デザイン思考」の適用性を示すため、武蔵野プレイスにおける基本構想がどのようなプロセスで策定されたかを検証して、構想段階でデザイン思考のプロセスを経ることの重要性を示した。(表2-3)

第3章では、非常時として水害対策に着目し、その対策には立適でのコントロールと自治体における具体的な水害対策の2点が必要であると考え、近畿地方の立適を定める自治体を対象にアンケートを実施し、立適策定の際に市民や庁内他部局からどのような意見が得られどのように合意形成しようとしたか、また居住誘導区域に浸水想定区域を含むうえでの災害対策の実態などを明らかにした。(図3-1、図3-5)

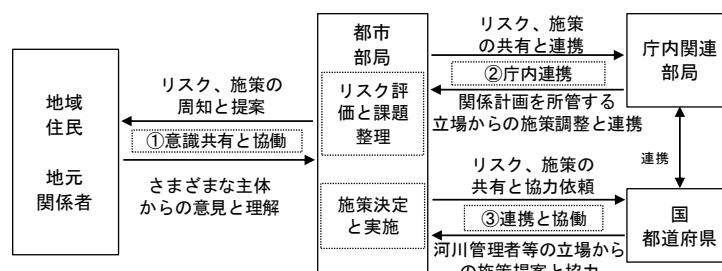
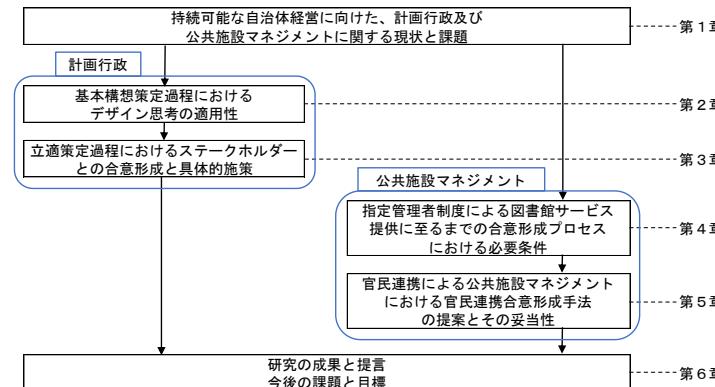
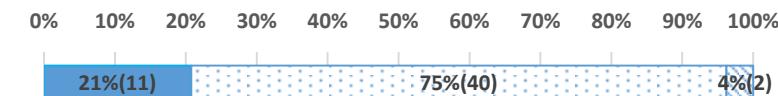


図3-1 指針及びガイドラインにおける合意形成フレーム

表2-3 基本構想ができるまでの経緯と4つのフェーズ

基本構想ができるまでの経緯	4つのフェーズ			
	理解	共感	アイディエーション	プロトタイピング
1973年 東京食糧事務所長に払い下げの要望書提出				
1989年 食糧庁長官に随意契約による払い下げの要望書提出。				
1990年 倉庫が解体され、更地になる。				
1991年 食糧庁管理部長から、跡地の取得意思を文書照会。市議会全員協議会開催。市は「跡地をぜひ買受いたい」旨を文書回答。				
1996年 食糧庁から、市の利用計画策定および取得の見通しが立たない場合には、随意契約による払い下げの件を白紙に戻し、競争入札で処分する旨を通告される。				
1997年 食糧庁から、早急に利用計画を策定し、平成9年度中には売買契約を締結するよう催促される。市議会全員協議会開催。				
1998年 市議会農水省跡地利用計画検討特別委員会設置。「複合施設」建設が、提言される。同特別委員会報告書が市議会で承認される。特別委員会報告書を踏まえ、市が食糧庁に利用計画を提出。利用計画が大蔵省の協議を経て食糧庁に承認される。食糧庁と売買契約締結。				
1999年 当該用地の北側2,162.1m <sup>2</sup> 都市計画公園に都市計画決定。				
2000年 南側半分に建設予定地の公共施設について一般からアイデアを募集する「アイデアコンペ」を実施。アイデアコンペ受賞者の表彰。				
2001年 第三期長期計画第二次調整計画において公共施設建設の方針を示す。				
2002年 新公共施設基本計画策定委員会より、「これまでの議論のまとめ」が公開された。				
2003年 新公共施設基本計画策定委員会より、施設の基本構想となる「新公共施設基本計画策定委員会報告書」が提出された。				



■反映した □反映していない □回答不可

図3-5 計画への反映

# 公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究

第4章では、平常時として指定管理者制度による図書館サービスの提供に着目し、実際に指定管理者制度を導入した多賀城図書館、海老名図書館、高梁図書館の3事例と導入に至ることのできなかった小牧図書館の事例を合わせた計4事例を対象に、合意形成プロセスにおけるステークホルダーの関わりについて比較検証を行うことで、合意形成プロセスにおいて経ておくべき具体的な段階と必要な条件を示した。(表4-6)

第5章では、我が国の官民連携による公共施設マネジメントにおける合意形成手法を開発するため、米国で生まれたコンセンサス・ビルディング(CB)手法をもとに「官民連携コンセンサス・ビルディング(PPPCB)手法」を提案し、その妥当性の検証に向けた第一段階として、官民連携の手法により公共サービスを提供している千代田図書館と指宿市道の駅の2事例に加え、官民連携手法の導入に至らなかった小牧図書館の3事例からその妥当性を検討し、その有効性を示した。(表5-12、5-13)

表4-6 合意形成プロセスにおいて経ておくべき具体的な段階と必要な条件

具体的な段階	合意形成の目標	必要な条件	多賀城図書館	海老名図書館	高梁図書館	小牧図書館
段階1 指定管理者制度導入に関する府内の検討	指定管理制度の導入	市による民間事業者へのヒアリングや調査等の準備	③	③、④	①、 ⑤、⑥	①
段階2 指定管理者制度導入に関する意向の公表		府内における指定管理者制度導入に関する意思決定	④	⑥	⑥	④
段階3 意向確認のための市民へのアンケート、WSの実施		市民から市に対して反対運動が起こらない状態という緩やかな合意形成	④、⑤	⑤、⑦	①、 ②、③	未達
段階4 総会における議決【導入議決】		市と議会が導入議決（もしくはそれと同等の合意）という合意形成	⑦	⑨	⑦、⑪	⑥
段階5 指定管理者の審査		市と選定委員会等が指定管理者の選定という合意形成	⑪	⑬	⑯	⑨
段階6 総会における議決【指定議決】		市と議会が指定議決という合意形成	⑬	⑭	⑯	未達
※1) 段階1、2、3は順序の入れ替わりがあり得る						

多賀城図書館は段階1から6の順で進んでいる。  
海老名図書館は段階1から段階3を経て段階2に至っている。  
高梁図書館ではおよそ段階3、1、2の順で進んでいる。  
小牧図書館では、段階3を経ずに段階4の導入議決に進み、結果、指定議決に至らなかった。

必要条件

段階1、2、3は段階2の府内の意思決定が市民アンケートの意見等に影響を受ける可能性があると考えられることから、段階の入れ替わりはあり得ると見える。  
段階3を経ておくことは必須であり、順不同であったとしても段階1、2、3を経たうえで段階4の導入議決に進む必要があると考えられる。  
段階4の導入議決の後は、段階5、6の順に進む必要があると考えられる。

表5-12 PPPCB手法を適用した際の主要な政策決定プロセスと5つのステップ

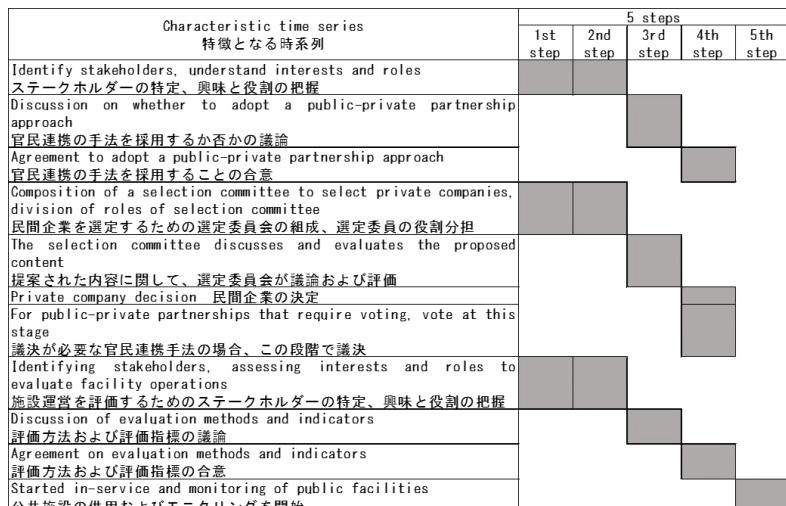


表5-13 PPPCB手法を適用するための必要条件

Each step and package draft 各ステップとパッケージ案	index 指標	Requirements 必要条件
1st step "Identification of Stakeholders" 第1ステップ「ステークホルダーの特定」	A review committee including stakeholders is established. ステークホルダーを含む検討委員会等が設置されていること。	It is necessary for the local government to be a convener, to convene appropriate stakeholders at an appropriate time, and to conduct appropriate discussions. 自治体が招集者であること、適切なステークホルダーを、適切な時期に招集すること、適切な議論をおこなうことが必要である。
2nd step "Understanding interests and roles" 第2ステップ「興味と役割の把握」	The specific purpose of installing the target public facilities is clarified. 対象となる公共施設の具体的な設置目的が明確化されていること。	Private companies need to provide services that take advantage of their expertise and develop services based on free ideas, and local governments need to play a role in governance based on the premise of utilizing the ingenuity of private companies. 民間企業は専門性を活かしたサービスの提供と自由な発想でのサービス開発の役割、自治体は民間企業の創意工夫を生かすことを前提としたガバナンスの役割が必要である。
3rd step "Facilitation process" 第3ステップ「ファシリテーションプロセス」	Conflicts between stakeholders are resolved. ステークホルダー間のコンフリクトが解決されていること。	When a problem occurs, it is necessary to tackle the solution with the belief that all stakeholders will achieve the goal, and to work on the problem as a matter of course, rather than impose it as the responsibility of other stakeholders. 問題が発生した際に、全てのステークホルダーが目標を達成させるという信念を持って解決に取り組み、他のステークホルダーの責任であると押し付けるのではなく自分事として問題解決に取り組むことが必要である。
4th step "Achievement of agreement" 第4ステップ「合意の達成」	Stakeholders can agree, share, and publish the content. ステークホルダーが合意形成をするために個々の必要最低条件の設定をし、必ず合意形成に至るという目標を念頭において議論をおこなうこと。	It is necessary for stakeholders to set individual minimum requirements for consensus building, and to make discussions with the goal of achieving consensus building in mind. ステークホルダーが合意形成をするために個々の必要最低条件の設定をし、必ず合意形成に至るという目標を念頭において議論をおこなうこと。
5th step "Monitoring" 第5ステップ「モニタリング」	Stakeholders can participate in monitoring. モニタリングにステークホルダーが参加していること。	It is a mechanism that not only the public and private sectors but also stakeholders evaluate public services provided through public-private partnerships, that incentives work for private companies based on numerical evaluation, and that the evaluation results are linked to future policies. It is necessary to be. 官民連携して提供している公共サービスを官民だけでなくステークホルダーが評価すること、数値による評価から民間企業にインセンティブが働く仕組みであること、評価結果を今後の方針に繋げていく仕組みになっていることが必要である。
Packaging draft パッケージ案	The 1st to 4th steps are cleared step by step. 第1～第4ステップが段階的にクリアされていること	It is necessary to incorporate a step-by-step agreement and brush-up of a package plan that is created by local governments with citizens and experts, obtained through parliamentary decisions through the business selection process, and clarified role sharing in the public and private sectors. 自治体が市民や専門家とともに作り、事業者選定プロセスを経て議会の議決を得られ、官民における役割分担が明確化されたパッケージ案の段階的な合意とブッシュアップを組み込んでおく必要がある。

# 公共施設マネジメントにおける合意形成に関する研究

第6章では、研究の成果、提言、今後の課題と目標を述べた。ここで提言した合意形成プラットフォームが課題解決のスキームとして機能するよう、すべてのステークホルダーがその役割を理解し、貢献するという共通認識を持つことが重要であることを明らかにした。(図6-1)

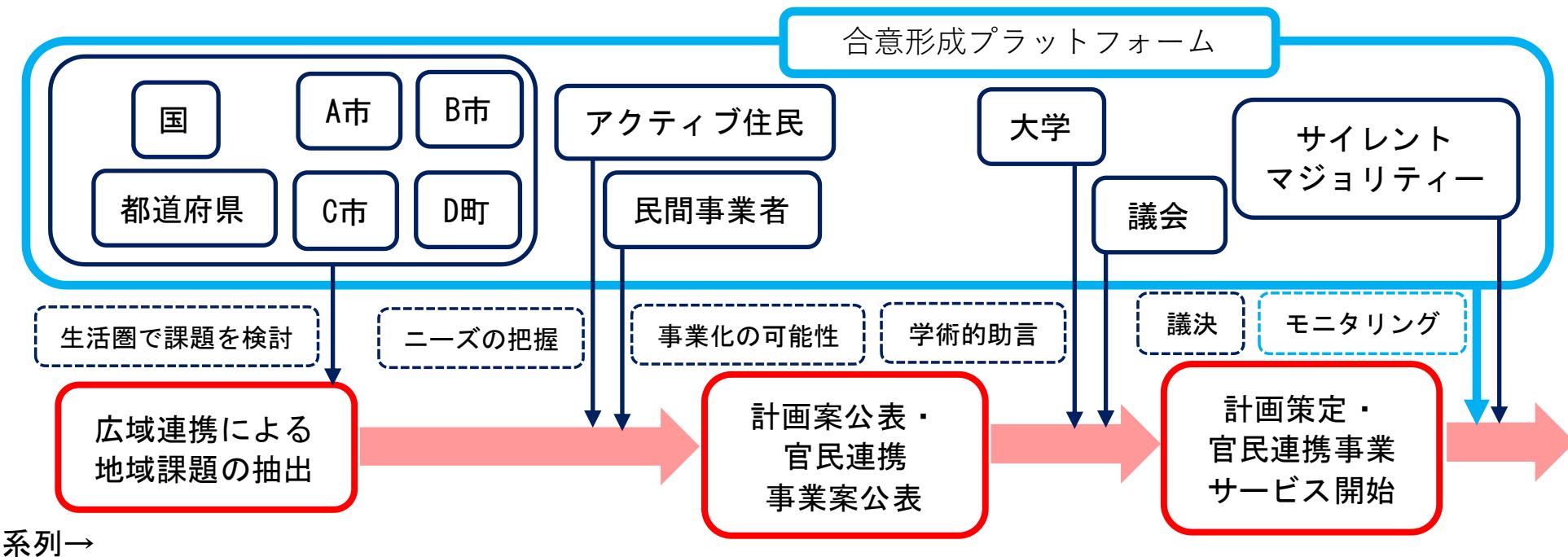


図6-1 広域連携による合意形成 プラットフォーム

# 公共施設マネジメントへの思い

---

最後に

「公共施設マネジメントは誰のため、何のため」



「地域の皆さまの安全・安心な財産として、  
地域に還すため」

ご清聴ありがとうございました

〒597-8585

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号  
貝塚市総合政策部公共施設マネジメント室

電話:072-433-7213(直通)

E-mail: [zaisei-s@city.kaizuka.lg.jp](mailto:zaisei-s@city.kaizuka.lg.jp)